

令和2年第1回教育委員会定例会議事録

令和2年1月21日

東久留米市教育委員会

令和2年第1回教育委員会定例会

令和2年1月21日(火)午前10時30分開会

市役所7階 704会議室

議題 (1) 諸報告1

- ①令和2年度東久留米市一般会計(教育費)当初予算(原案)について
- (2) 議案第1号 東久留米市教育委員会傍聴人規則の一部改正について
- (3) 議案第2号 東久留米市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部改正について
- (4) 議案第3号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
- (5) 議案第4号 東久留米市立小・中学校文書管理規程の一部改正について
- (6) 議案第5号 令和元年度東久留米市一般会計(教育費)3月補正予算(案)について
- (7) 議案第6号 「東久留米市第2次教育振興基本計画 令和2年度事業計画」の策定について
- (8) 議案第7号 東久留米市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- (9) 諸報告2
- ②令和元年度第4回市議会定例会について
- ③「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画(素案)」に対するパブリックコメント(実施結果)について
- ④その他

※諸報告1「①令和2年度東久留米市一般会計(教育費)当初予算(原案)について」の報告は非公開で行われましたので、公開している会議の議事録には掲載していません。

出席者(5人)

教 育 長	園 田 喜 雄
委 員	尾 関 謙 一 郎
(教育長職務代理者)	
委 員	細 田 初 雄
委 員	宮 下 英 雄
委 員	馬 場 そ わ か

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	森 山 義 雄
指 導 室 長	椿 田 克 之
教 育 総 務 課 長	佐 川 公 行
学 務 課 長	白 土 和 巳
生 涯 学 習 課 長	板 倉 正 弥
図 書 館 長	佐 藤 貴 泰
主幹・統括指導主事	荒 井 友 香

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長 鳥越富貴

傍聴者 7 人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時30分)

- 園田教育長 これより令和2年第1回教育委員会定例会を開会します。委員は全員出席です。
本日は、令和2年度の教育費に関する当初予算についてご説明いただくため、企画経営室長と財政課長においでいただいております。よろしく申し上げます。
-

◎議事録署名委員の指名

- 園田教育長 本日の議事録の署名は宮下委員にお願いします。
○宮下教育委員 はい。
-

◎会議の進め方

- 園田教育長 本日は議案の追加があります。会議の進め方と併せて説明をお願いします。
○佐川教育総務課長 「議案第7号 東久留米市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を追加させていただきます。進め方ですが、冒頭の諸報告を非公開で行った後に、公開で、7件の議案をご審議いただきます。なお、議案第2号、第3号、第4号及び第7号につきましては、改正理由に「会計年度任用職員」や「主幹教諭(栄養)」等の設置がかかることから一括でご審議いただき、討論及び採決は個々で行わせていただきたく、よろしく申し上げます。
○園田教育長 委員の皆様にお諮りします。議案第7号を追加すること、冒頭の諸報告を非公開で行った後に公開で議案の審議を行うこと、また、議案第2号から第4号までと第7号については一括でご審議いただき、討論及び採決は個々に行いたいとのことですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、新しい日程のとおり進めさせていただきます。

(公開する会議を閉じる)

(公開しない会議を開く)

(公開しない会議を閉じる)

(公開する会議を開く)

- 園田教育長 それでは、これより公開の会議に入ります。
-

◎傍聴の許可

- 園田教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。
○鳥越庶務係長 いらっしゃいます。
○園田教育長 お入りいただきます。

(傍聴者 入室)

傍聴の方にお知らせします。お配りしている資料については、お入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

◎議事録の承認

- 園田教育長 議事録の承認に入ります。12月2日に開催した第12回定例会の議事録について、ご確認いただきました。特に訂正のご連絡はいただきませんでしたでしたが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異議なしと認め、議事録は承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 園田教育長 日程第2「議案第1号 東久留米市教育委員会傍聴人規則の一部改正について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 森山教育部長 「議案第1号 東久留米市教育委員会傍聴人規則の一部改正について」、上記の議案を提出する。令和2年1月21日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、近年の状況に鑑み、規定を整備する必要があるためです。詳しくは教育総務課長から説明します。
- 佐川教育総務課長 議案第1号の補足説明をします。資料の3枚目の新旧対照表をご覧ください。傍聴人規則は自治体によって構成が異なっていますが、概ね「入場禁止事項」と「遵守事項」があり、酩酊者の入場禁止や危険物の持ち込み禁止等、また、服装（帽子類）の着用禁止、議事への賛否表明の禁止等を規定しています。改正点は第5条第3号に、東京都ほか他市の例にならない「鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用している者」を加えることとしました。この号を加えることにより、第4号の前2号を前3号に改めます。次に、服装に関しては「帽子の類を着用しないこと。」と規定していますが、同様の規定を持つ近隣市では「ただし、病気等の理由がある場合は除く」と明記されているのが多い状況です。なお、「病気等の場合を除く」という規定がないのは本市のほかは2市で、「帽子の類を着用しないこと。」の後に「ただし、病気その他正当な理由があり教育長の許可を得たときは、この限りではない。」ことを加えています。また、これまで、撮影等の依頼がなかったものの、スマートフォンでの撮影や録画、録音が容易であることから撮影・録音関係についても規定を定めることとしました。なお、施行期日は公布の日からとします。
- 園田教育長 説明が終わりました。ご質問はありますか。
- 尾関教育委員 今回の改正のきっかけはありますか。実際に支障があったとか、特別に許可したとかの事例はありますか。
- 佐川教育総務課長 改正するきっかけですが、教科書採択を行った今年の第8回教育委員会定例会において、病気を理由とする帽子着用の届け出がありました。また、オリンピック・パラリンピックの機運醸成をテーマにして昨年開催した第1回総合教育会議においては、スマートフォンによる動画撮影の申請がありました。前者については現行の規則で認めていませんが問題ないと判断し、着用を認めました。後者については許可しませんでした。ご理解をいただきました。なお、これまでも教科書採択のときなどには大勢の方が傍聴にお見えになっていますが、幸いトラブルはありません。しかし、今後も同様の依頼や入室に際しての服装の規定に関わる問題が発生する可能性があることから、規則の一部改正を行いたいと考えています。また、トラブルの事例については東京都の場合になりますが、「告知」によりますと、教育長の再三の注意にもかかわらず大声で騒ぎ議事を妨害したことで、退場命令が出ています。
- 園田教育長 よろしいですか。そのほかいかがですか。なければ以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。討論はありますか。
- 尾関教育委員 過去には言葉ではないものの、大きくため息をついたりするなどの“騒音”に相当することがありました。実態に合わせて改正していただきたいと思いますので、賛成です。

- 園田教育長 そのほかいかがですか。
- 馬場教育委員 私も賛成です。今までは大きな問題がなく、相手の方にもご理解もいただけたということですが、今後はこういう規定があれば説明できるわけですから。
- 園田教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
よろしければ、これより採決に入ります。
「議案第1号 東久留米市教育委員会傍聴人規則の一部改正について」を採決します。
本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。
- (賛成者挙手)
- 全員挙手です。よって、議案第1号は承認することに決しました。

◎議案第2号、議案第3号、議案第4号及び議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 園田教育長 続いて、日程第3「議案第2号 東久留米市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部改正について」、日程第4「議案第3号 東久留米市教育会事務決裁規程の一部改正について」、日程第5「議案第4号 東久留米市立小・中学校文書管理規程の一部改正について」及び日程第8「議案第7号 東久留米市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を一括議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 森山教育部長 「議案第2号 東久留米市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部改正について」、上記の議案を提出する。令和2年1月21日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、令和2年4月1日から、東久留米市会計年度任用職員が設置されること等に伴い、規定を整備する必要があるためです。続いて、「議案第3号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」、上記の議案を提出する。令和2年1月21日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、令和2年4月1日から、東久留米市会計年度任用職員が設置されること等に伴い、規定を整備する必要があるためです。続いて、「議案第4号 東久留米市立小・中学校文書管理規程の一部改正について」、上記の議案を提出する。令和2年1月21日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、令和2年4月1日から、東京都で会計年度任用職員が設置されること等に伴い、規定を整備する必要があるためです。続いて、「議案第7号 東久留米市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」、上記の議案を提出する。令和2年1月21日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、令和2年4月1日から、「主任栄養教諭」及び「主幹教諭(栄養)」の職が都立学校に設置されることに伴い、市の規定を整備する必要があるためです。以上の4議案について、詳しくは教育総務課長から説明します。
- 佐川教育総務課長 議案第2号から議案第4号及び議案第7号について補足説明します。
初めに「議案第2号 東久留米市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部改正について」です。資料3枚目の新旧対照表をご覧ください。先ずはお詫びです。第1条においては「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定を引用していますが、同法の改正が行われた際に改正していなかったため、第25条第4項に改めさせていただきます。申し訳ありませんでした。第2条第2号においては、校長または副校長に委任する事務において出てくる職員の定義を改める必要があるため、改正するものです。同条第3号においては、令和2年4月1日から「会計年度任用職員」が設置されることに伴い、これまでの「臨時職員・嘱託員」に関わる規則や要綱が廃止されて、新たに「会計年度任用職員」の規則が制定されることに伴い、改正するものです。施行期日ですが第1条は公表する日から、

第2条については令和2年4月1日となります。

続いて、「議案第3号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」です。

「教育委員会事務決裁規程」は市長部局に倣（なら）い、教育委員会各課が行う分掌事務を詳細に規定しているものです。市長部局と大きく異なっているのは、「委員会の権限に属する事務」と「教育長の権限に属する事務」の二つに分かれていることです。前者の事務については「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により規定されており、計画や方針の決定、規則や規定の改正、学校長及び副校長の異動の内申等があります。後者の事務については、「委員会の権限に属する事務」を除いた法律の改正や国、東京都及び市の計画方針等の改正を受けた事務で、例年1月または2月の定例会で見直しをかけています。資料3枚目以降の新旧対照表をご覧ください。「I 委員会の権限に属する事務」のうち、6の項中にある「（臨時職員等）」の名称が令和2年4月1日から「（会計年度任用職員）」に変わることによる改正があります。続いて「II 教育長の権限に属する事務」のうち、新旧対照表の2ページ目をご覧ください。「2 事務執行に関する事項」の40の項から42までの項は、既に教育総務課の事務としては平成26年度に廃止していますが、高校生を対象とした入学支度金の貸付金償還事務にかかわる事務手続の改正となります。40の項「収入、納入の督促をすること。」と41の項「収入の納期限の延長を認めること。」の決裁区分はこれまで「課長」でしたが、市長部局の各課共通事務の決裁区分が「市長」になり、市の債権事務の決裁者が市長となったことで、市長の権限のある事務は教育長や教育委員会に権限がないため、「教育部長」に改めるものです。また、市長決裁である42の項「徴収実績調査書を作成し、報告する。」という規定が新たに市の事務決裁規程に設けられたことに伴い、教育委員会の事務決裁規程においても加えます。続いて、新旧対照表の4ページ、6の項「特定個人情報保護評価の作成に関すること。」ですが、「特定個人情報保護評価」とは、市民の個人情報を取り扱う所管が必ず作成しなければならないものです。現行の教育委員会の事務では、学務課所管の「就学援助費」が対象となります。事務決裁規程への掲載はこれまでありませんでしたが、学務課では制度が開始された平成29年度から評価の作成を行っていますので、事務手続上の問題はありません。施行期日については会計年度任用職員の設置に関わる規定は令和2年4月1日からとし、そのほかは公表する日から施行します。

続いて、「議案第4号 東久留米市立小・中学校文書管理規程の一部改正について」です。この規程は小・中学校の文書事務処理の標準化及び合理化を図り、文書の管理を適正かつ迅速に行うことを目的に必要な事項を規定しています。特に、文書の分類保存年限については具体的に別表に記載することで学校間での差異が起らないようにしています。資料の3枚目の新旧対照表をご覧ください。本規程の改正理由も令和2年4月から「会計年度任用職員」が設置されることに伴い、「臨時職員・嘱託職員」等の名称を改正するものです。新旧対照表の2ページになりますが、「特殊学級」の文言が「特別支援学級」に改められていなかったため、ここで改正するものです。改正が遅れて申しありませんでした。施行期日については、会計年度任用職員に関わる規定は令和2年4月1日からとし、そのほかは公表する日から施行します。

続いて、「議案第7号 東久留米市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」です。学校における食に関する課題の多様化に伴い、児童・生徒の栄養指導及び管理を司る栄養教諭の果たす役割が大きくなってきたことにより、令和2年4月1日から、都立学校において、栄養教諭の上位職となる「主任栄養教諭職」と「主幹教諭（栄養）」が設置されることになりました。ついては、本市においても市立学校における教育職員の職を規定してい

る市の学校の管理運営に関する規則の一部を改正するものです。施行期日は令和2年4月1日とします。

議案第2号から議案第4号及び議案第7号に関わる補足説明は以上です。

- 園田教育長 議案第2号、第3号、第4号、第7号を一括して質問があればお願いします。
私からは議案第7号について伺います。東京都の制度改正により、栄養教諭職に新たに「主任」と「主幹職」が設けられたことで本市の管理運営規則も変えるということですが、そもそも本市に栄養教諭が現在いるのかどうか。また、今後その人たちが主任あるいは主幹に昇任していく見通しになどについても説明してください。
- 樫田指導室長 現在、本市には第九小学校に栄養教諭が1名います。この栄養教諭が今後主任になるかどうかについてはまだ確認がとれていません。
- 園田教育長 可能性はあるということですね。また、今後は人事異動等で他地区から異動してくるということもあり得るわけですね。
- 樫田指導室長 はい。
- 園田教育長 そういうこともあって改正をする必要があるということですか。そのほかご質問はありますか。
- 馬場教育委員 「議案第4号 東久留米市立小・中学校文書管理規程の一部管理改正について」伺います。「臨時職員・嘱託職員」を「会計年度任用職員」に改めるのはいいと思いますが、「特殊学級」の文言を「特別支援学級」に改めていなかったことについてです。このことは今回改正することで気づいたのですか。もしかしたら、こういう規定以外でもまだ「特殊学級」という文言が使われていたらとても良くないと思うので、再度、全体を確認していただきたいと思います。
- 佐川教育総務課長 この文言の改正については、今回の規則の改正をするに当たり気がつきました。他ににつきましては問題ないと思います。
- 園田教育長 「会計年度任用職員」「栄養教諭」という職が設けられたことに伴う規定の改正ということでして、それらの部分も含め改めて全体条文を改めて見直し、不具合のあるものについては改正したということですか。その他はいかがですか。
- 宮下教育委員 議案第3号と第4号の改正については、いずれも会計年度任用職員の設置が関わっています。その名称を変更することは分かりました。
ところで、会計年度任用職員になるとどんなメリットまたはデメリットがあるのですか。
- 園田教育長 会計年度任用職員のそもそも論について説明してもらった方がいいと思います。こういうふうに制度が変わり、それに伴ってこういう文言調整があったという説明をしてください。
- 佐川教育総務課長 「会計年度任用職員」は、地方自治体で働く非正規公務員を対象とした新しい制度です。曖昧だった採用理由等を整理して、全ての非正規公務員をボーナス支給対象にすることが目的だとされています。本市では会計年度任用職員を構成する職として、業務遂行に技術や資格を伴う専門職と常勤職員の業務補助を行うアシスタント職の二つがあります。いずれも任用期間は当該会計年度の1年間となります。任用に当たっては必ず公募しなければならないほか、細かい条件があります。
- 宮下教育委員 名称が会計年度任用職員になることによって期末手当も支給されるようになるということはすごいメリットだと思います。ということは今まで支給されていなかったわけですね。相当な額を予算計上して支給されることになるのですか。
- 佐川教育総務課長 本市においては、これまでも臨時職員に対しては期末手当の支給はあり

ました。今後はこの改正によって支給率が変わってくることになります。

○宮下教育委員 いい方向に変わってきたということですね。

○園田教育長 そのほかいかがですか。なければ以上で質疑を終わります。先ず議案第2号の討論に入ります。討論はありますか。

○尾関教育委員 討論省略します。

○園田教育長 討論省略です。これより採決に入ります。「議案第2号 東久留米市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第2号は承認することに決しました。

続いて、議案第3号の討論に入ります。いかがですか。

○尾関教育委員 討論省略します。

○園田教育長 討論省略です。これより採決に入ります。「議案第3号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第3号は承認することに決しました。

続いて、議案第4号の討論に入ります。いかがですか。

○尾関教育委員 討論省略します。

○園田教育長 討論省略です。これより採決に入ります。「議案第4号 東久留米市立小・中学校文書管理規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第4号は承認することに決しました。

続いて、議案第7号の討論に入ります。いかがですか。

○尾関教育委員 討論省略します。

○園田教育長 討論省略です。これより採決に入ります。「議案第7号 東久留米市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第7号は承認することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○園田教育長 続いて、日程第6「議案第5号 令和元年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○森山教育部長 「議案第5号 令和元年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）について」、上記の議案を提出する。令和2年1月21日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためです。詳しくは、各担当から説明します。

○佐川教育総務課長 「議案第5号 令和元年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）について」の補足説明をします。詳細な説明は各担当から行わせていただきます。初

めに、教育総務課が所管する事業に係る補正予算（案）について説明します。資料の2枚目をご覧ください。上段に「総括表1」があります。今回の一般会計3月補正予算のうち教育にかかるものとしては【歳入予算】は1億2,856万4,000円の増額で、【歳出予算】は教育総務費から保健体育費までありますが、5億3,334万1,000円の増額となる補正予算となっています。個別に説明します。《歳出予算のみに関わるもの》のうち項番1は小学校の消耗品の購入で、151万9,000円の不用額が見込めるため減額します。項番2は、小学校で使用する光熱水費に437万円の不用額が見込めるため減額します。項番3は、小学校における校務用システム設定作業に伴う契約差金が生じたことにより73万7,000円を減額します。項番4は、小学校施設の各種委託契約に差金が生じたため845万4,000円を減額します。2ページをご覧ください。項番5は、小学校における電子計算機借り上げに伴い、契約差金等が生じたため54万7,000円を減額します。項番6は、小学校施設の改修・改造にかかる委託工事等の契約差金が生じたため2,589万1,000円を減額します。項番7は、下里小学校の閉校に伴うコンピュータ等の賃借物件の契約費用を計上していましたが他校等で活用することになり不用額が見込めるため199万9,000円を減額します。項番10は、中学校の消耗品の購入で不用額が見込めるため103万6,000円を減額します。項番11は、中学校で使用する光熱水費に不用額が見込めるため1,309万2,000円を減額します。3ページをご覧ください。項番12は、中学校における校務用システム設定作業に伴う契約差金が生じたことにより186万5,000円を減額します。項番13は、中学校施設の各種委託契約に差金が生じたため328万4,000円を減額します。項番16は、中学校における改修・改造に係る委託工事等の契約差金が生じたため1億4,658万9,000円を減額します。次に4ページをご覧ください。《歳入・歳出予算のいずれにも関わるもの》のうち、項番3の歳出をご覧ください。第十小学校のトイレ改修工事費に1億118万7,000円を計上しています。これに対する財源の歳入をご覧ください。国庫補助金2,095万7,000円を見込んでいます。項番4の歳出をご覧ください。下里中学校の大規模改造工事費、6億7,686万6,000円を計上しています。これに対する財源として歳入をご覧ください。国の当初予算における既交付決定の追加採択の内定を受けましたので、国庫補助金1億891万1,000円を計上しています。5ページをご覧ください。「総括表2（繰越明許）」のうち、項番1及び項番2は今ほど説明しました第十小学校のトイレ改修工事及び下里中学校の大規模改造工事について、年度内に工事を完成させることが困難であることから繰り越しの予算措置を行うものです

- 白土学務課長** 学務課所掌の補正予算（案）についてご説明します。2ページと3ページを見開きをご覧ください。《歳出予算のみに関わるもの》項番9と15、それぞれ就学援助事業の小学校分と中学校分です。当初見込んでいた認定者数を下回る見込みであるため、小学校費においては322万7,000円、中学校費においては1,126万2,000円をそれぞれ減額するものです。続いて4ページをお開きください。《歳入・歳出予算いずれにも関わるもの》の項番2、通学路防犯カメラ設置事業です。防犯カメラ設置において入札により契約に差金が生じたため、歳出で166万3,000円を減額するものです。こちらは都費を活用しており、その歳出額に応じて補助金額が得られるものですので、歳入についても83万2,000円を減ずるものです。
- 椿田指導室長** 指導室からは3点あります。2ページの項番8、特別支援学級通学用自動車運行事業をご覧ください。328万5,000円の減額です。特別支援学級の通学用自動車は現在4台で運行していますが、4月及び9月の運行本数が当初見込みを下回ったことによ

り減額となりました。続いて、3ページの項番14、特別支援学級支援事業〔中学校〕をご覧ください。賃金321万5,000円、旅費8万5,000円の減額です。追記をお願いします。「旅費」は8万5,000円の減額ですが、減額を記す「△」マークが抜けていましたので8万5,000円の前に「△」マークの追記をお願いします。現在、中学校の介助員は5名配置していますが、介助員の人数が見込みより下回り、また、校外学習への同行も予定の日数よりも下回ったことから減額となりました。続いて、4ページの《歳入・歳出いずれにも関わるもの》の項番1、学校施設における出退勤管理機器の設置をご覧ください。契約差金による94万3,000円の減額です。こちらは出退勤管理機器の導入に際して入札競争により歳出額が確定し、令和元年度予算要求時に見積もった額に対して50万円以上の契約差金が生じたため減額補正を行うものです。

○板倉生涯学習課長 生涯学習課所掌分についてご説明します。3ページ下段の運動施設の土地借り上げです。各運動施設の土地借り上げに契約差金が生じたため、予算の減額を行うもので105万円の減額です。

○佐藤図書館長 図書館は2点あります。3ページをお開きください。下から2番目の項番17の大規模改修設計委託費です。中央図書館の大規模改修工事に向けた実施設計委託が入札により設計委託費に契約差金が生じたため、1,094万7,000円の減額を行うものです。続いて、5ページをお開きください。東久留米市立図書館地区館指定管理委託に係る債務負担行為の設定、増額の補正です。申し訳ありませんが、説明の括弧書きのところでは

「(平成30年度2億4,494万円+平成31年度(令和元年度)1億2,851万1,000円)」となっていますが、こちら平成30年度と令和元年度を合わせた支出額、既支出額が「2億4,494万円+令和2年度」で、今度の予定見込みが「1億2,851万1,000円」です。こちらを合計した債務負担行為限度額が3億7,345万1,000円となり、当初設定した債務負担行為限度額は3億6,862万8,000円ということで482万3,000円の増となります。理由ですが、市立図書館の地区館3館は平成30年度から指定管理者による管理運営としており、この3年間経過する途中の期間で消費税の増税などに伴って限度額を上回る見込みのため、債務負担行為を補正する必要が生じたものです。

○園田教育長 説明は以上で終わりました。ご質問ありますか。なければ以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。いかがですか。

○尾関教育委員 討論省略します。

○園田教育長 討論省略です。これより採決に入ります。「議案第5号 令和元年度東久留米市一般会計(教育費)3月補正予算(案)について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第5号は承認することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○園田教育長 続いて、日程第7「議案第6号 「東久留米市第2次教育振興基本計画 令和2年度事業計画」について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○森山教育部長 「議案第6号 東久留米市第2次教育振興基本計画 令和2年度事業計画の策定について」、上記の議案を提出する。令和2年1月21日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、平成31年度から令和5年度までの5か年の計画期間である「東久留米市第2次教育振興基本計画」により市の教育行政を推進するため、単年度

計画を策定する必要があるためです。詳しくは、各担当から説明します。

- 佐川教育総務課長 議案第6号の補足説明は所管課から行わせていただきます。また、この事業計画については、令和2年度の当初予算が第1回市議会定例会で可決されましたら、事業計画に一部追加する予定です。その際は、臨時の教育委員会で事業計画の訂正ということで議案提案したいと考えていますので、ご理解いただきたくよろしくお願いします。

初めに教育総務課所管分について説明します。資料の5ページをご覧ください。基本施策「4 質の高い教育の基盤となる環境の整備」「(1) 着実かつ効果的な施設保全の実現」についてです。教育総務課では大きく学校施設の老朽化対応と空調機設置、さらにトイレ整備に関する三つの項目を挙げています。1点目の◎は老朽化対応として市が策定した計画に基づき、改修等を行っていきます。2点目の◎は西部地域の学校規模適正化に伴い、受入校となる学校のトイレを洋式化します。

- 白土学務課長 続いて学務課所管事業のうち主だったものをご説明します。2ページをお開きください。4 (1) 「②学校における食育の推進と学校給食の充実」です。2点目の◎については「給食の安全・安心の継続」を目的とし、昨年、見直しを行いました。「東久留米市立小学校給食調理業務委託推進計画」の推進を図るものです。今年度は第七小学校のプラットホーム実施設計を行っていきます。続いて6ページをお開きください。最上段の「(2) 学校の適正規模・適正配置の実施」です。1点目の◎については、令和2年度第十小学校では組織体制、教育環境の整備といったところで、教員を通常より2名増員、また交通擁護員の追加配置及び先ほどもご説明ありましたがトイレ改修を実施していきます。2点目の◎ですが、下里小学校において備品の整理や施設の暫定的な管理を行います。いずれも学務課のみならず教育委員会内で連携して実施していきます。

- 椿田指導室長 指導室所管分について説明します。内容が多岐にわたるため特徴的な事業について説明します。初めに1ページの「I 人権尊重と健やかな心と体の育成～健全育成～」をご覧ください。「2 規範意識や他人への思いやりなど豊かな心を育む教育の推進」の「(1) 道徳教育の充実」「①規範意識と豊かな人間関係を育む教育」をご覧ください。小学校では、学習指導要領が新しく全面实施となります。また、本市では中学校においても一部先行実施を行っています。そこで全校が道徳教育全体計画の見直しに当たり、各学校の道徳の重点目標を明確にすることで、意図的・計画的に自校の取り組みを推進するよう指導・助言を進めていきます。続いて、2ページをお開きください。「4 生涯にわたって生きる健やかな体づくり」の(1)「①体力向上に関する指導の充実」をご覧ください。各学校の実態に応じて目標を定めて体力向上の取り組みを進めるものです。市全体の傾向としてはシャトルランや持久走、ソフトボール投げなど持久力と投力が弱いことが分かっています。一方、近年、これらの課題に取り組み改善傾向にある学校もあります。このように学校ごとに課題が異なっていることから、自校の各学校の課題に応じて取り組み内容を明らかにしていきます。続いて、次に同じページの「II 確かな学力の育成～学力向上～」をご覧ください。「1 確かな学力の育成」の「(1) 知識及び技能の額実な習得」の「②基礎的・基本的な学力の定着と学ぶ意欲の向上」のうちの最後の項目、3ページの上から4行目をご覧ください。平成30年度から東京都の理科教育推進事業の指定を受け、3年間の取り組みを進めており、令和2年度が最終年度となります。本事業では科学実験教室の実施や理科教室の整備などの取り組みを進めてきました。その結果、小学校科学展への出品作品は昨年度25、今年度は76と大幅に増加しています。また、教員への意識啓発も着実に進み、次年度に向けて理科教室の充実を主題とした研究推進校の申し込みがありました。研究校の指定につい

では、2月の定例教育委員会でご検討いただく予定となっています。こちらの機運を大切にしながら、本事業を着実に進めていきたいと考えています。次に3ページの下「2 日本人としての自覚と豊かな国際感覚をもつ人材育成」の「(1) グローバルに活躍できる人材の育成」の「③言語活動の充実によるコミュニケーション能力の育成」をご覧ください。二つ目の項目、学習活動の中で対話的な学習活動を積極的に取り入れる取り組みについてですが、次年度の指導室訪問の中で全校の実施状況を確認していきたいと思えます。同じく4ページの「Ⅲ 信頼される学校づくり～教育環境の整備～」の「1 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進」の「(1) 校長のリーダーシップの確立と組織としての機能強化」の「①学校評価に基づく学校経営の継続的な改善」をご覧ください。現在、学校評価を生かして次年度の教育課程編成を行っています。そちらを着実に実施するために、今年度から事業の実施時期を1カ月程度早めています。次年度も本事業を継続し、着実に学校の教育課程の改善を進め、カリキュラム・マネジメントの意識向上を図っていきます。続いて、4ページ下から5ページに続く「2 特別支援教育の充実」の「②特別支援教育の充実」のうち、最後の項目をご覧ください。次年度は特別支援教育推進計画の最終年度となっています。本計画の成果と課題を明らかにし、関係機関のご意見を伺いながら「東久留米市第2次特別支援教育推進計画」の策定を進めていきます。ここで、資料の訂正をお願いします。今のところで、中学校の「東久留米市立第2次特別支援教育推進計画」と書くところが「特別支援教室」となっていましたので、「教室」の「室」を「教育」の「育」に訂正願います。最後に8ページの「オリンピック・パラリンピックの精神を生かした教育の充実」をご覧ください。今年度全校が「4×4の取組」に基づいて、学校レガシーの構築を進めてきました。令和2年度はこれらの取り組みを実施するとともに、その様子を学校ホームページ上で公開し、オリンピック・パラリンピックの精神を生かした教育活動を本大会以降も継続できるよう、事業を進めていきます。

- 板倉生涯学習課長 生涯学習課所管分についてご説明します。6ページをお開きください。施策の柱「Ⅳ 生涯学習社会の構築～生涯学習～」、基本施策の「2 地域教育力の再構築と地域課題の解決」の「(2) 放課後子供教室の推進」です。平成27年度から小学校13校のうち3校で開始した放課後子供教室は29年度に3校、30年度1校を新たに開設しました。今後については、新たな運営方法を検討しながら実施校を拡大していきます。続いて7ページ、「4 文化財の保護と活用」の「(2) 文化財の活用と確実な伝承・継承の推進」の◎の2番目、「郷土資料等を利用し、子どもたちや市民を対象とした企画展示・講座の実施を推進します。」です。来年度は「市制施行50周年記念写真展」を実施する予定となっています。◎の3番目「東久留米市歴史ライブラリー」シリーズの第3巻として、令和2年度は教育の黎明期から現在に至るまでの市域の学校史をまとめた『東久留米市の学校史』（仮称）を刊行し、その後も順次、東久留米の歴史や文化財のテーマごとに発刊していく予定となっています。8ページの「オリンピック・パラリンピックの精神を生かした教育の充実」の〈生涯学習分野〉をご覧ください。◎の一つ目、東京2020大会開催への機運を高めるための事業を、補助金等を活用しながら、さまざまな機会を通じて展開できるように努めてまいります。◎の二つ目、指定管理者のノウハウを生かし、オリンピック、パラリンピアンなどと交流できるような事業を引き続き展開していきたいと考えています。
- 佐藤図書館 図書館についての令和2年度の予定事業です。6ページから7ページにかけてが図書館部分になります。6ページの下段をご覧ください。令和2年度の当初予算を認めていただいた後に、中央図書館の大規模改造工事を実施していく予定です。工事を実施する場

合は一定長期間の休館を行わせていただく予定があります。それを前提とした事業計画となっています。初めに「①資料・情報提供の充実と学習支援」の◎の一つ目、「生活や仕事上の課題解決や学習に役立つ図書館サービスを提供します。また、図書館の利用促進を図るため、アウトリーチ等による未利用者の働きかけを行います。」ですが、ただいま申し上げた長期的な休館も想定しながら、こういったところを機に図書館がより市民の中に、地域の中にアウトリーチという形で、こちらからアプローチしていくという「アウトリーチの実施」を検討しています。7ページの上段ですが、「◎ユニバーサルデザインの考え方に基づく環境整備のための改善を行います。」ということで、中央図書館大規模改造工事の実施を予定しているところです。続いて、「②地域資料・行政資料の収集・保存」です。今後においても、市に関する資料の収集や保存を継続して行っていきます。◎の二つ目、地域資料や行政資料をまた活用していくものといったところで、市の歴史や文化を市民が語り伝えるオーラルヒストリー事業「語ろう！東久留米」というのを継続して実施していますが、これを継続し、記録冊子を発行します。また、地域資料に関する事業を実施しますが、令和2年度は市制施行50周年になりますので、市施行50周年に合わせたテーマでのオーラルヒストリー「語ろう！東久留米」の実施を行っていきたくと予定しているところです。その下の「③子ども読書活動の推進」です。後ほど説明しますが、現在、「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画」（案）の策定等を行っています。この計画に基づいて、子ども読書活動を推進していきます。最後に「④効率的で持続可能な図書館運営の推進」として、「今後の東久留米市立図書館の運営方針」に基づいた新たな図書館運営に向けた準備ですが、令和2年度中に次期指定管理者選定を行っていく予定です。以上です。

○園田教育長 冒頭に教育総務課長から説明がありましたが、この計画に盛り込んだほうがいいと思われる事業がありますが、当初予算の関係で本日の時点ではそれはまだ入っていません。現在、予算については庁内調整中の段階です。一方、各学校はこの計画に基づいて経営計画を作成していますので、なるべく早い時期に学校に示したいと考えているため、本日、こういう形で提案をしているところです。ご質問はありますか。既に本計画については何度もご覧いただいているところでもあります。

○宮下教育委員 指導室関係の事業について伺います。100%、75%、80%等々の数値が示されていますが、この数字の根拠は何ですか。例えば、周知率とか参加率だとかいろいろな数値が出ていますね。説明は全部でなくて結構です。「こんなことを目標にしながら、またはこのようなことを各学校が意識を持った上で教育課程の編成に取り組んでほしい」という方向性があるって、「今後の教育課程の編成に向けて特に各学校で取り組んでほしい」という気持ちもこの中にあると思いますので、その根拠を伺います。

○樺田指導室長 さまざまな数値がありますが、毎年、昨年度の状況を鑑みて設定しています。その中でも「100%」と記載しているところは、市内全部の学校で取り組んでほしいということです。また、75%、80%とあるのは、今年度や昨年度までの実績を基に来年度はさらに力を入れていきたいということです。例えば4ページの教員研修の満足度は75%に達していなかったのので、まずは、75%までしっかりと達成しようということで目標を立てています。

○宮下教育委員 各学校によく周知をしてください。

教育課程の編成に取り組むに当たっては、指導室としては十分に周知をされたということによろしいですか。

○樺田指導室長 そのとおりです。

- 宮下教育委員 もう1点伺います。6ページの「放課後子供教室の推進」についてです。保護者によっては相当ニーズが高い事業だと思います。これを見ると3校、3校、1校ですから、7校ですね。まだまだ残りの学校がたくさんあります。「新たな運営方法の検討をしながら」とありますが、何か考えていることはありますか。
- 板倉生涯学習課長 新しい運営方法を検討していく予算要求をしています。4月の見直しの段階においては、先ほど教育総務課長からも発言がありましたが、第1回市議会定例会において当初予算が認められた後に、この計画についての記載を改めたいと考えています。
- 宮下教育委員 保護者のニーズは相当高いと思いますので、ぜひいろいろな角度から、教育委員会だけではなくほかのセクションとも連携しながら、できるだけ早期に全校で実施できるように取り組んでいく必要があると強く思います。
- 園田教育長 そのほかいかがですか。
- 尾関教育委員 教育総務課が所管となっているトイレの洋式化について伺います。全校で残っている和式トイレの個数、改造しなければいけない個数とか、あるいは計画上で和式トイレが全てなくなる指標などは何かありますか。
- 園田教育長 今年度末現在でどれくらい達成できるかを説明してください。
- 佐川教育総務課長 洋式トイレ化については、施設整備プログラムに沿って改修工事等を行っているところです。来年度予算を認めていただくと、令和2年度末で66.6%の洋式化率になります。
- 尾関教育委員 今後、計画を策定する際には目標個数や、100%目標を達する年度までも考えておいていただければと思います。
- 園田教育長 そのほか、ご質問よろしいですか。なければこれで質疑を終わります。これより討論に入ります。いかがですか。
- 尾関教育委員 トイレの様式化に関わらず、単年度計画の場合は目標の数値を示した方がいいので、次年度以降は示すように努力していただきたい。
- 園田教育長 予算成立後に改めて整理をさせていただく考えはあります。他にいかがですか。なければ以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。討論はありますか。
- 馬場教育委員 私は本議案に賛成です。
- 内容についてはありませんが、尾関委員のご発言に関連して一つお願いがあります。先ほど財政課長の説明にもありましたが、教育費の48億円という予算額は少ないのかもしれませんが、市全体から見るととても大きな割合で教育費に配分してもらっています。しかしこのことを市民の皆さんには意外と知られていないのではないかと思います。なので、例えば「放課後子供教室の予算ももっと上げてほしい」というのは切なる願いで十分理解できますが、「教育委員会はこれだけの多くの事業をきちんと改善しながら実施していく」という文言と合わせて予算等の数値をも示すと、もっと理解してもらえるのではないかと私も思いました。
- 園田教育長 他の委員は討論はありますか。なければこれより採決に入ります。「議案第6号 東久留米市第2次教育振興基本計画 令和2年度事業計画について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第6号は承認することに決しました。

◎諸報告 2

○園田教育長 次に日程第9、諸報告2に入ります。「②令和元年度第4回市議会定例会」から説明をお願いします。

○森山教育部長 「令和元年第4回市議会定例会について」ご説明します。前回会期前のため予定として報告しました。本日は審議結果の概要等について報告します。

本日資料として、会議結果の一覧表、一般質問の答弁概要を用意しました。先ず会期日程ですが、令和元年12月3日から12月24日までの22日間の会期となり、一般質問は12月5日から10日まで、総務文教委員会は12月12日、予算特別委員会は12月17日に行われました。次に、決算特別委員会に付託され、閉会中の継続審査となっていました「議案第34号 平成30年度東久留米市一般会計歳入歳出決算の認定について」ほか、議案第35号から第38号までの4特別会計決算の認定については、決算特別委員会が10月2日から4日までの3日間開会され審査が行われ、12月3日の本会議初日に採決され、議案第34号から第38号までの5議案いずれも賛成多数で認定されました。次に提出議案ですが、初日に議員提出議案が1議案、市長提出議案が追加送付議案を含め13議案上程されました。その中で教育委員会に関係します内容の議案は3件あります。先ず「議案第41号 東久留米市教育センター設置条例の一部を改正する条例」です。これは教育センター滝山相談室の移転に伴い規定を整備するもので、総務文教委員会に付託され、審議採決の結果、全員賛成で可決され、最終本会議においても全員賛成で可決されました。次に「議案第42号 東久留米市立生涯学習センター指定管理者の指定について」です。これは令和2年4月1日から令和7年3月31日までの生涯学習センターの指定管理者を指定するに当たり議会の議決を経るもので、総務文教委員会に付託、審議され、生涯学習推進に関する計画の検討が不十分で課題があるとの意見。市民の評価は高く、これまでの指定管理にはメリットがあった。今後も利用者のために進めてほしいとの意見が交わされ、採決の結果、賛成多数で可決され、最終本会議においても賛成多数で可決されました。最後に「議案第47号 令和元年度東久留米市一般会計補正予算（第5号）」です。教育費として、生涯学習課の補正予算を含む議案で予算特別委員会に付託され、審議、採決の結果、賛成多数で可決され、最終本会議においても賛成多数で可決されました。

次に一般質問についてです。教育委員会に関係するご質問は21人中16人の議員から通告をいただきました。質問は、東久留米市自殺対策計画について、教員の働き方改革の進捗について、オリンピック・パラリンピックについて、防犯用の笛の配給状況について、生涯学習センターの大規模改修工事について、文化政策について、学校教育の可能性について、学習適応教室について、令和3年度からの新たな市立図書館運営（案）を受けて、小中学校に対しての違法薬物に関する教育について、新たな図書館運営における諸課題について、東久留米市立学校教員の働き方改革実施計画について、市施設の改修について、中央図書館について、小学校の外国語活動と中学校の英語教育について、東久留米市第2次教育振興基本計画について、平成31年度施策評価について、成人年齢18歳の法改正に伴う成人式の対応について、オリンピックに向けた取り組みについて、安全指導について、不登校対策について、図書館運営についてなど、多岐にわたるご質問でした。詳しい答弁内容は後日ホームページで掲載されますので、そちらをご覧くださいと思います。

請問につきましては、教育委員会に関係するものではありませんでした。

○園田教育長 本件についてご意見ご質問はありますか。

なければ「③第三次東久留米市子ども読書活動推進計画（素案）に対するパブリックコメ

ント（実施結果）」についての説明をお願いします。

○佐藤図書館長 昨年11月に策定しました「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画（素案）」について、令和元年12月2日から12月23日にかけてパブリックコメントを実施したところお一人からご意見をいただきましたので、ご意見に対する市の見解も併せて報告します。なお、ご意見については内容ごとに4項目に分けています。

一つ目のご意見の概要は「これまでの第一次、第二次計画と比べると、ページ数も少なく全体的に具体例が少ないように感じます。」です。見解は「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画では、子どもの読書推進に関わる各部署の具体的施策の立案にあたっての指針となることに力点を置き、具体例ではなく、4つの基本の方針に沿った具体的な取り組みを方向性ととともに記載しています。」です。若干、補足しますと、第二次計画では、図書館で行っている経常的な子ども読書に関する事業をコラム化して掲載していましたが、第三次計画においては、第二次計画期間中に実施した新規の事業などを箇条書きで掲載しています。また、第三次計画の基本方針に基づく今後の取り組みに関しては検討委員会でも議論したところですが、具体的な事業例を掲示することでその事業の実施が目的となってしまう懸念や、これまで以上に、第三次計画では子どもの読書推進に関わる各部署の具体的施策の立案に当たっての指針となるよう基本方針ごとの具体的な取り組みを記載しています。

二つ目のご意見は「第二次計画では、第2章『これまでの成果と課題』の中で“現状と課題”について具体的に述べていますが、今回もそのような記述があるとわかりやすいと思います。」というものです。これについては「第2章『これまでの取り組み』の中で、具体的な取り組みの内容を記述し、検証を行っています。」とし、この検証の中において現状と今後の課題点なども述べています。

三つ目のご意見は「第二次計画には記載のあった、ボランティア団体との協働で行っている『よう！あそぼう！かがくの本』『絵本展』への言及がないですが、継続して行っている事業も図書館の親子参加事業の取り組みとして、それぞれの団体名とともに記載してほしいです。また『ストーリーフェスタ』も協力団体名が記載されていませんが、団体名も入れるほうが自然かと思います。」です。これについて見解でお示ししたとおり、「第2章『これまでの取り組み』の中に、ボランティア団体との協働による関係した事業の実施として追記しました。また、協働先として、協力団体の名前を明記しました。」など、このご意見を参考に反映させていただいています。そちらの（案）については後ほどご説明します。

最後の四つ目です。「p8 学校における取り組みでは、第二次計画で記載されていた“全校への司書配置と学校図書館の条件整備”の記載がありませんが、まだ十分ではないので、継続して取り組んでほしいです」とのご意見です。これについては「第二次東久留米市子ども読書活動推進計画に、ご指摘いただいた『全校への司書配置と学校図書館の条件整備』という取り組み内容等の記載はありませんが、ただ平成31年1月に市教育委員会が策定しました『東久留米市第二次教育振興基本計画』では、学校図書館の活用と充実の中で、全小・中学校への学校司書配置を施策の方向性として位置づけ、全校に学校司書を現在配置しています。なお、学校図書館運営指針に基づき、今後においてもさまざまな取り組みや連携を図っています。」との見解としています。このパブリックコメントの見解については、教育委員会で報告した後、後日ホームページ等に公表したいと思っています。

このパブリックコメント及び図書館協議会からのご意見などを踏まえ、第三次東久留米市子ども読書活動推進計画検討委員会において検討（案）を策定しましたので報告します。

「第三次 子ども読書活動推進計画（案）」をご覧ください。なお、本日は計画（素案）か

ら計画（案）を策定するに当たりご意見等を反映させて何点か修正しましたので、そちらの（素案）から（案）の段階で修正した箇所について報告します。

初めに3ページです。中段に「2. 『読むこと 読書のたのしみ』を社会全体で」というところがあります。こちらの【取り組みの内容】ですが、「・」の二つ目のパブリックコメントに基づいて追記をしたものですが、「ボランティア団体の協働による継続した事業の実施」という項目を立てまして、「絵本展」（協力：東久留米市地域文庫親子読書連絡会）、「よもう！あそぼう！かがくの本」（協力：科学の本の読み聞かせの会「ほんとほんと」）等」といったものを追記しています。続いて、4ページです。中段「4. 読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組み」です。こちらの【取り組みの内容】ですが、「・」の一番下の「多言語によるおはなし会「ストーリー・フェスタ」の開催」の後に「（協力：東久留米市国際友好クラブ）」として、こちらもパブリックコメントに基づいて、修正をしたものです。続いて、6ページから12ページになりますが、こちらは章立ての話になります。「第3章 第三次東久留米市子ども読書活動推進計画」ですが、図書館協議会からの意見に基づいて、計画の位置付けや対象などを、素案では最後に第3として記載していました。こちらを第1として、計画の位置付けや計画の対象などを記載した上で、第2として計画の基本方針について、第3として基本方針に基づく取り組み、第4としてその他の取り組みとした方がより分かりやすい。説明として、読む方も分かりやすいということがあるので、協議会のご意見などを踏まえ項目の順序を整理しています。続いて、7ページの「第2 計画の基本方針について」です。基本方針の本文ですが、今（案）に書いてあるものの、その後に「また、国が取り込む情報環境の変化が子ども読書環境に与える影響に関する実態把握・分析に基づき、市においても必要な取り組みを行っていきます」という一文をこの計画の基本方針の最後に記載していましたが、こちら図書館協議会からのご意見に基づいて、「国の実態把握や分析に基づく情報環境への対応」に関しては、この基本方針、市が独自で行うものと少し異なるものがあることから、基本方針と項目を分けて分かりやすく説明した方がいいのではないかというご意見を反映させ、第2の最後では削除しました。後段の12ページにある「第4 その他の取り組み」のところでも独立させたことにより削除しています。続いて9ページです。[発達段階と読書活動について]ということで、コラム的に記載していますが、こちらの「乳幼児」についてです。乳幼児の説明について（素案）の中では、「乳幼児期は、『聞く』ことが重要です。子どもは、乳児期から親や周囲の大人が直接子どもに話かけるさまざまな言葉を無意識のうちに耳から取り込んでいます。」また、後段でも「お話を聞く、本で読んでもらうなど、耳から入る言葉に接することで言葉の力が育まれ、物事を認識し、イメージが広がると言われています」と書いていましたが、この「耳から」については、さまざまなお子様がいらっしゃる中で、例えば手話など、目で見ても言葉として理解し認識していく場合もあり、単に聴覚だけを使うものではないことから、あえて「耳から」と書かなくても表現は通じますので、「耳から」を削除しました。また、9ページ下の「特別な支援を必要とする子ども」のところですが、こちら（素案）の中では、「一人一人の発達段階や障害特性、興味・関心に配慮した対応が必要です。また、本を手にとって読むこと自体が難しいこともあり、読書体験に恵まれないことが多いことに留意が必要です」と書いていましたが、こちら（案）もさまざま配慮しまして、「一人一人の発達段階や障害特性、興味・関心に配慮した対応が必要です。また本を手にとって読むこと自体が難しい場合や、読書の機会が限られること等に留意が必要です。」と表現を修正しています。続いて10ページです。「2. 読むこと、読書の楽しみ」を社会全体で（大人への取り組

み)」とあります。(素案)と内容が変わっていないところですが、図書館協議会の中で「読んでいくと非常に説明が分かりにくい。内容をもう少し整理して記載した方がいい」というご指摘がありました。特に「大人への啓発」の部分については、素案では「大人、大人」とたくさん記されていた点を分かりやすく修正しましたが、内容自体に変更はありません。続いて11ページの「4. 読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもへの取り組み」の【具体的な取り組み】の中の(1)です。(素案)では「ハンディキャップのある子どもたちへの支援」としていましたが、「特別な支援を必要とする子どもたち」と表現を変えています。4.の中で「読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたち」というところですが、具体的に「読書や図書館利用にハンディキャップのある」と言っています、先ほどの(素案)のように「ハンディキャップのある子どもたち」と言ってしまうと身体的な部分が強調され、直接的に子どもたちにかかってくるところがあります。その部分については、「特別な支援を必要とする子どもたち」と修正しました。また、【具体的な取り組み】では、図書館協議会から「本市の図書館の中でもサピエ図書館を活用している。サピエ図書館についてもこういった計画の中に記載することでそういった図書館があることをいろいろな方に知っていただく機会になるので、【具体的な取り組み】に追記したらどうか」という意見をいただきましたので反映し、最後に「サピエ図書館の活用」を記載するとともに、13ページになりますが用語解説の中で「サピエ図書館」の説明を加えています。最後になります。1ページ戻った12ページですが、先ほどの図書館協議会の意見に基づいて国の実態把握や分析に基づく情報環境の変化への対応に関しましては、基本方針とは項目を分け「第4 その他の取り組み」として独立して記載しました。修正箇所のみとなりますが、それ以外の計画の内容で抜本的に方向性が変わるような部分はありませんので、そちらも併せて報告しておきたいと思えます。

なお、この(案)については本日報告した後、来週1月27日の図書館協議会で協議会委員の皆さんにご意見をいただき、(案)の見直し等があれば見直しするなどし、年度内の教育委員会で議案として提案をします。

○園田教育長 パブリックコメント、図書館協議会の意見を踏まえ(素案)から(案)に変更した内容についての説明がありました。本件についてご意見、ご質問いかがですか。

○馬場教育委員 相当以前から内容は見っていますが、丁寧にいろいろなところに配慮していて、計画の内容もパブリックコメントに対する回答もいいと思えます。

12ページにあるSNSのところに関連して発言します。これまでと図書館の役割が変わってきているとありました。街中で本屋さんがすごく減っていることもあり、子どもたちが本を買うには例えば大きな駅まで行かないと本屋さんがなかなかなかったり、大きなショッピングセンターまで行かなければ買えないのが実情です。なので、これからは違った意味での図書館の役割もあるのではないかと考えています。子どもたちは決して本を読むのが嫌いではないと思えます。

この計画は今後十分に活用させていただき、教育委員としてフィードバックできたらと思えます。

○園田教育長 そのほかいかがですか。決定までに再度お読みいただいて、ご意見あれば事務局にお願いします。

ほかに事務局から報告はありますか。

○白土学務課長 学務課から、供給不能に伴う教科書の取り扱いについて報告します。資料はありません。市立南町小学校ひまわり学級用として採択した教科書、附則9条の一般図書で

すが、こちらについては文部科学省から東京都を通じ令和元年12月13日付31教指管第1084号にて、供給不能であるため既に採択を行っている図書または新たに採択した図書を報告するよう依頼がありました。それを受けて、急遽、教育委員会事務局において当該校と調整の上、教科用図書の選定作業を行った後、教育長の承認を得てその代替図書について、東京都への報告を行っています。現在のところ、報告した代替図書については供給の確認が得られていません。

本件については、今後、その報告した代替図書についての供給の確認が得られた後、教育委員会において改めて教科用図書の採択についての報告を行い、その承認を求めることを予定しています。

○園田教育長 ご意見、ご質問はいかがですか。

○宮下教育委員 学校教育法附則の第9条に係る一般図書のこのみについてですね。

○白土学務課長 はい。

○宮下教育委員 一般図書については従来から教科書採択の際には文部科学省から一覧表が提示され、それが各都道府県教育委員会経由で各区市町村の教育委員会に来るというシステムです。すると、本市の場合には去年8月2日に採択委員会が開催されていますが、その時には東京都から来た一覧表の中には不足のために供給できないことについての情報は全くなかったのですね。

○樫田指導室長 今年度の採択の段階では、文部科学省で提出された一覧表の中にこの供給不能の図書は入っていました。

○宮下教育委員 入っていたけれども12月13日になってそういう連絡があったわけですね。ということは、8月2日から相当な期間があったにも関わらず今回初めて供給不可能だということを伝えてくるとは…。文部科学省が仕事を一生懸命やっていないのか、東京都がやっていないのか、いうことになりませんか。本市は一生懸命やっていることを私たちは理解していますので、今回のことは大変失礼だと思います。東京都委員会には本市以外にも同じ理由で教育委員会が困っていることを強く申し述べるべきだと思いますが、いかがですか。迫力を持ってやっていただきたいと思います。

○白土学務課長 学務課長会等がありますので、まずは情報収集をしていきたいと思います。

○園田教育長 そのほか事務局からありますか。

○板倉生涯学習課長 生涯学習課から、令和2年成人の日のつどいの結果について報告します。お手元ご配付の「令和2年 成人の日のつどい 参加者集計表」をご覧ください。令和2年1月13日に開催しました成人の日のつどいの参加状況を報告します。式典1回目は男性参加者数242人、75.9%、女性158人、59.0%。男女合計では400人、68.1%でした。2回目は男性178人、61.2%。女性173人、60.5%。男女合計では351人、60.8%でした。総合計では男性420人、女性331人の合計751人で、64.5%の参加となりました。

○園田教育長 そのほかありますか。

○樫田指導室長 「令和元年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰」に、本市の生徒が選出されました。大賞は東中学校3年生の吉田時雲さんです。吉田さんは小学校高学年の時から、さまざまなボランティア活動を自主的に行っています。また、藍染に興味を持ち、藍を自分で育てその葉を使って絞り染めを行い、小学生向けに藍染のイベントを企画・運営しました。また、茶園において茶畑の整備や煎茶の技術を習って来園者に振る舞い、日本の伝統文化を次世代に引き継げるよう、自ら鍛錬を続けている生徒です。

○園田教育長 いい知らせということでした。委員からも何かありますか。

○細田教育委員 第十小学校の1月の学校だよりに書かれていた内容を紹介します。令和元年度の学校評価保護者アンケート、児童アンケートの集計結果の中に「公園に遊具をつけるよう取り組んでほしい」とあり、「必要な遊具については東久留米市へ要望していきます」となっています。公園の問題だから別の部署の案件かもしれません。柳窪の区域は指定区域になっていて緑は非常に多いのですが、遊ぶ箇所は見た目より本当に少ない地域です。調べてみたところ、公園の外側に農家のビニールハウスがあってそこでボールを蹴って遊んでいる気にビニールハウスを壊してしまったり、サッカーボールを蹴ってフェンスを壊してしまったりするそうです。子どもたちが元気に遊ぶのはいいが、付近の方からはうるさいという苦情も出ていますと聞きます。主に第十小学校の子どもたちが遊んでいるのだと思いますが、できたら教育委員会事務局に地域の方とうまく調整していただくなどして、遊具を設置してもらい、元気に遊べるようにしてもらいたいと思います。教育委員会の所管とは違うと思いますが報告させてもらいました。

◎閉会の宣告

○園田教育長 以上で令和2年第1回教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午後1時03分)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和2年2月28日

教育長 園田喜雄 (自書)

署名委員 宮下英雄 (自書)